



2024年5月9日

各 位

会 社 名 三菱食品株式会社
代表者名 代表取締役社長 京谷 裕
(コード:7451、東証スタンダード)
問合せ先 I R 室長 相場 建
(TEL. 03-4553-5229)

当社取締役等に対する業績連動型株式報酬制度に係る内容の一部改定に関するお知らせ

当社は、役員報酬をパーパス・ビジョン実現のための重要な原動力と捉え、役員報酬等の決定方針の見直しを行い、本日開催の取締役会において当社の取締役及び執行役員（社外取締役、非常勤取締役、受入出向者及び国内非居住者を除き、以下「取締役等」といいます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の内容を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の改定に関する議案を2024年6月24日開催予定の2023年度定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 本制度の改定目的等

- (1) 当社は、変化が激しく不透明な環境下において、2024年度からの新たな経営計画として、2030年度を最終年度とする「MS Vision 2030」を策定いたしました。これに伴い、パーパス・ビジョン実現のための重要な原動力である役員報酬等の決定方針の見直しを行い、インセンティブ報酬である賞与・株式報酬の構成割合や株式報酬額を改定するとともに、本制度が対象とする期間を、2024年度から、経営計画「MS Vision 2030」における経営指標のマイルストーン設定期間（以下「経営指標マイルストーン設定期間」といいます。）として定めている2027年度までの4事業年度といたします。
- (2) 本制度の改定にあたっては、報酬決定プロセスにおける公正性・透明性・客観性の強化を目的に、取締役会の諮問機関として設置している社外取締役を委員長、委員の過半数を独立役員とする指名・報酬・ガバナンス委員会の審議を経ております。

経営計画「MS Vision 2030」の詳細につきましては、本日開示いたしました「経営計画「MS Vision 2030」策定に関するお知らせ」をご参照ください。

(URL : <https://www.mitsubishi-shokuhin.com/pdf/ir/index/msvision2030.pdf>)

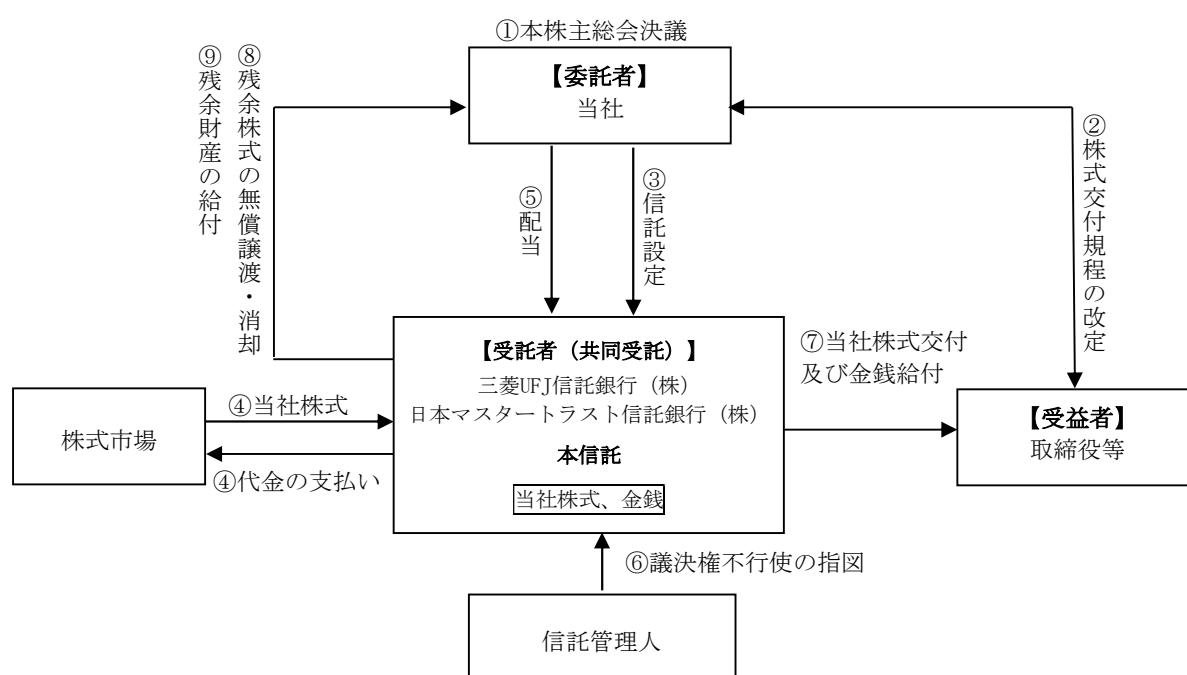
2. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下「BIP信託」といいます。）と称される仕組みを採用し、原則として、当社が掲げる経営指標マイルストーン設定期間に対応

する事業年度（以下「対象期間」といいます。）を対象として、職位及び業績目標の達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を取締役等に交付又は給付（以下「交付等」といいます。）を行う制度であります。2024年に設定するBIP信託（以下「本信託」といいます。）については、2025年3月31日で終了する事業年度から、2028年3月31日で終了する事業年度までの4事業年度（以下「改定後当初対象期間」といいます。）を対象といたします。なお、本信託の継続（下記(4)②のとおりであります。）が行われた場合には、以降の経営指標マイルストーン設定期間に対応する事業年度をそれぞれ対象期間といたします。

(注)本信託は2022年に導入した業績連動型株式報酬制度の信託を活用した枠組みを維持しており、今回、追加拠出を行うことにより、新たな信託として本信託を設定するとともに、信託期間の変更等の信託内容の変更を行うものであります。



- ① 当社は本株主総会において、本制度の改定に関する役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を改定いたします。
- ③ 当社は、①の本株主総会で承認を受けた範囲内で取締役等に対する報酬の原資となる金銭の追加拠出を行い、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託を設定いたします。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得いたします。本信託が取締役等に対する交付等の対象として取得する株式数は①の本株主総会で承認を受けた範囲内といたします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものといたします。
- ⑦ 取締役等は、信託期間中、当社の株式交付規程に従い、一定のポイントの付与を受けた上で、受益者要件を満たした場合に、係るポイント数の内、50%に相当する当社株

式の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭の給付を受けます。

- ⑧ 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本制度又はこれと同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定であります。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定であります。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定であります。

(2) 本制度改定に係る本株主総会決議

本株主総会において、本信託に拠出する信託金の上限額及び取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の上限数その他必要な事項を決議いたします。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役等は、以下の受益者要件を満たしていることを条件に、本制度から株式交付ポイント数（下記(5)のとおりであります。）に応じた数の当社株式等の交付等を受けます。

- ① 対象期間中に取締役等であること
- ② 自己都合で退任した者（傷病等やむを得ない事由による退任を除きます。）及び在任中に一定の非違行為等により辞任又は解任された者でないこと
- ③ その他本制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

(4) 信託期間

① 本信託の信託期間

2024年8月（予定）から2028年8月（予定）までの約4年間といたします。

② 本信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加拠出を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、その時点での当社が掲げる経営指標マイルストーン設定期間に対応する事業年度を新たな対象期間とし、当該期間に応じた年数について本信託の信託期間を延長し、当社は延長された信託期間毎に、本株主総会の承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続いたします。

ただし、係る追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内といたします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。

(5) 取締役等に交付等が行われる当社株式等

信託期間中の毎年一定の時期に、取締役等に対して、職位別の報酬額を基礎として計算されるポイント（以下「基準ポイント」といいます。）が付与され、対象期間の最終事業年度末日直後の一定の時期（改定後当初対象期間については2028年を予定しております。）に、対象期間に応じた基準ポイント数の累積値に業績連動係数を乗じて計算されるポイント数（以下「株式交付ポイント数」といいます。）に基づき、交付等を行う当社株式数が決定されます。

業績連動係数は、対象期間における業績目標の達成度等に応じて0%～200%の範囲で変動いたします。改定後当初対象期間については、ROE、TSR、ESG外部評価及び社員エンゲージメントを業績評価指標とする予定であります。2028年3月31日で終了する事業年度以降の対象期間については、その時点の経営指標マイルストーン設定期間を基に取締役会において定め

ます。

(注) 1. ROE（自己資本当期純利益率）とは、Return on Equityの略称であります。
2. TSR（株主総利回り）とは、Total Shareholder Returnの略称であります。
3. ESGとは、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字を合わせた言葉であります。ESG外部評価は、FTSE Russell ESG Ratingsを指標として使用しております。なお、FTSEとは、Financial Times Stock Exchangeの略称であります。

1ポイントにつき当社株式1株とし、1ポイント未満の端数は切捨てます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等を行った場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数及び本信託から交付等が行われる当社株式等の上限株数（下記(7)のとおりであります。）を調整いたします。

なお、取締役等が対象期間中に退任した場合には、対象期間の最終事業年度末日直後の一定の時期（改定後当初対象期間については2028年を予定しております。）に、株式交付ポイント数に基づき、交付等を行う当社株式数が決定されます。また、取締役等（対象期間中に退任した取締役等を含みます。）が、死亡又は国内非居住者となることが決定した場合には、当該時点までに累積したポイント数により交付等を行う当社株式等を決定いたします。

(6) 取締役等への当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を充足した取締役等（対象期間中に退任した取締役等を含みます。）は、原則として、対象期間終了後、株式交付ポイント数の50%に相当する当社株式（単元未満株式については切捨てます。）の交付を本信託から受け、残りの株式交付ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものといたします。

ただし、取締役等（対象期間中に退任した取締役等を含みます。）が死亡した場合は、その時点までに累積した基準ポイント数に応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭について、当該取締役等の相続人が本信託から給付を受けるものといたします。また、取締役等（対象期間中に退任した取締役等を含みます。）が国内非居住者となることが決定した場合には、その時点までに累積した基準ポイント数に応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭について、当該取締役等が国内非居住者となる日までに本信託から給付を受けるものといたします。

(7) 本信託に拠出する信託金の上限額及び本信託から交付等が行われる当社株式等の上限数

当社が本信託に拠出する信託金の上限金額は、1事業年度あたり4億円(※1)とし、改定後当初対象期間(4事業年度)に本信託に拠出する信託金の上限金額は16億円といたします。なお、本信託の継続を行う場合における信託金の上限金額は、1事業年度あたりの信託金の上限金額に対象期間の年数を乗じた数に相当する金額となります。

本信託から交付等が行われる当社株式等の上限数は、1事業年度あたり15万株(※2)とし、改定後当初対象期間(4事業年度)に本信託から交付等が行われる当社株式等の上限数は60万株といたします。なお、本信託の継続を行う場合における本信託から交付等が行われる当社株式等の上限数は、1事業年度あたりの上限数に対象期間の年数を乗じた数に相当する株式数となります。

(※1) 本信託による株式取得資金及び信託報酬・信託費用の合算金額となります。

(※2) 信託金の上限額を踏まえて、株価等を参考に設定しております。

(8) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(7)の信託金の上限額及び交付等株式数の上限の範囲内で、株式市場からの取得を予定しております。

なお、信託期間中、取締役等の増員等により、本信託内の株式数が取締役等に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記(7)の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を拠出し、当社株式を追加取得することがあります。

(9) クローバック条項

取締役等(対象期間中に退任した取締役等を含みます。)が法令や社内規程に違反する等して本制度の目的に照らして当社株式等の交付等を行うことが適当でなかったことが判明した場合、当社は、当該取締役等に対して本制度における交付済み株式数(換価処分した株式数を含みます。)に交付等の権利が確定した日の当社株式の終値を乗じて得た額につき賠償を求めることができるものといたします。

(10) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式(取締役等に交付等が行われる前の当社株式)については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものといたします。

(11) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充当されます。

(12) 信託期間満了時の残余株式及び配当金の残余の取扱い

信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度又はこれと同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用する場合、取締役等に対する交付等の対象となります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡した上で、当社はこれを取締役会決議により消却する予定であります。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する

場合に、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定であります。

以 上

(ご参考1)

【信託契約の内容】

- | | |
|-------------|---|
| 1. 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| 2. 信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| 3. 委託者 | 当社 |
| 4. 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| 5. 受益者 | 取締役等の内、受益者要件を満たす者 |
| 6. 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| 7. 信託契約日 | 2022年8月 |
| 8. 信託の期間 | 2022年8月～2028年8月（予定）
（信託契約の変更により2028年8月まで延長予定） |
| 9. 制度開始日 | 2024年8月（予定） |
| 10. 議決権行使 | 行使しないものといたします。 |
| 11. 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| 12. 信託金の上限額 | 16億円（予定）（信託報酬・信託費用を含みます。） |
| 13. 株式の取得時期 | 2024年8月13日（予定）～2024年9月20日（予定）
（なお、決算期（中間決算期、四半期決算期を含みます。）末日以前の5営業日から決算期末日までを除きます。） |
| 14. 株式の取得方法 | 株式市場から取得 |
| 15. 帰属権利者 | 当社 |
| 16. 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内といたします。 |

(ご参考2)

【当社の役員報酬等の決定方針の概要】

1. 基本方針

当社は、役員報酬をパーパス・ビジョン実現のための重要な原動力と捉え、以下を基本方針としております。

- (1) 優秀な経営陣の確保・リテンションに資する内容であり、かつ経営陣に適切なチャレンジと自己変革を促すものであること
- (2) 会社業績との連動性が高く、中長期的な企業価値向上への貢献意識を高めるものであること
- (3) 株主をはじめとしたあらゆるステークホルダーと意識・利害を共有する内容であること
- (4) 透明性・客観性が高く、あらゆるステークホルダーに対する説明責任を果たすことができるものであること

2. 報酬水準

役員報酬の水準は、外部調査機関のデータを活用し、類似業種や同規模企業で構成されるピアグループを設定の上、中位水準をターゲットとして職位別に決定しております。

3. 報酬構成

当社の取締役（非常勤取締役を除きます。）及び執行役員の報酬は、基本報酬、賞与、株式報酬によって構成され、概要は以下のとおりであります。なお、非常勤取締役及び監査役は、全額を固定報酬としております。

(1) 報酬構成の概要

報酬種類	業績連動の有無	変動幅	支給方法	支給時期	構成割合 (※)
基本報酬	固定	-	金銭	毎月	67.0%
賞与	業績連動	0~200%	金銭	年1回	16.5%
株式報酬	業績連動	0~200%	株式	経営指標マイルストーン 設定期間終了後	16.5%

(※) 報酬の構成割合は、基本報酬:67.0%、賞与:16.5%、株式報酬:16.5%を原則的な基準として設定しておりますが、職位によって多少の変動が生じます。

(2) 基本報酬

職位別に設けられた基準に従って決定する固定の金銭報酬で、総額の12分の1を月額報酬として毎月支給いたします。

(3) 賞与

賞与は、職位別に基準賞与を設け、各事業年度の全社業績及び個人貢献度に応じて変動する金銭報酬で、毎年6月に支給いたします。

全社業績は、当社が重視する指標の内、当該期間の執行内容が強く反映される連結経常利益を指標とし、期初に公表される目標値に対する達成割合に応じたフォーミュラによって支給額を決定いたします。

個人貢献度は、各取締役の貢献度について、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立役員とする指名・報酬・ガバナンス委員会が行う5段階の評価によって支給額を決定いたします。

賞与指標	ウェイト	変動幅	評価方法
連結経常利益	50%	0~200%	期初公表の目標値に対する達成度により評価
個人貢献度	50%	0~200%	個人の貢献度を評価

(4) 株式報酬

株式報酬は、財務指標及び非財務指標に応じて変動する非金銭報酬で、信託の仕組みを通じて支給いたします。

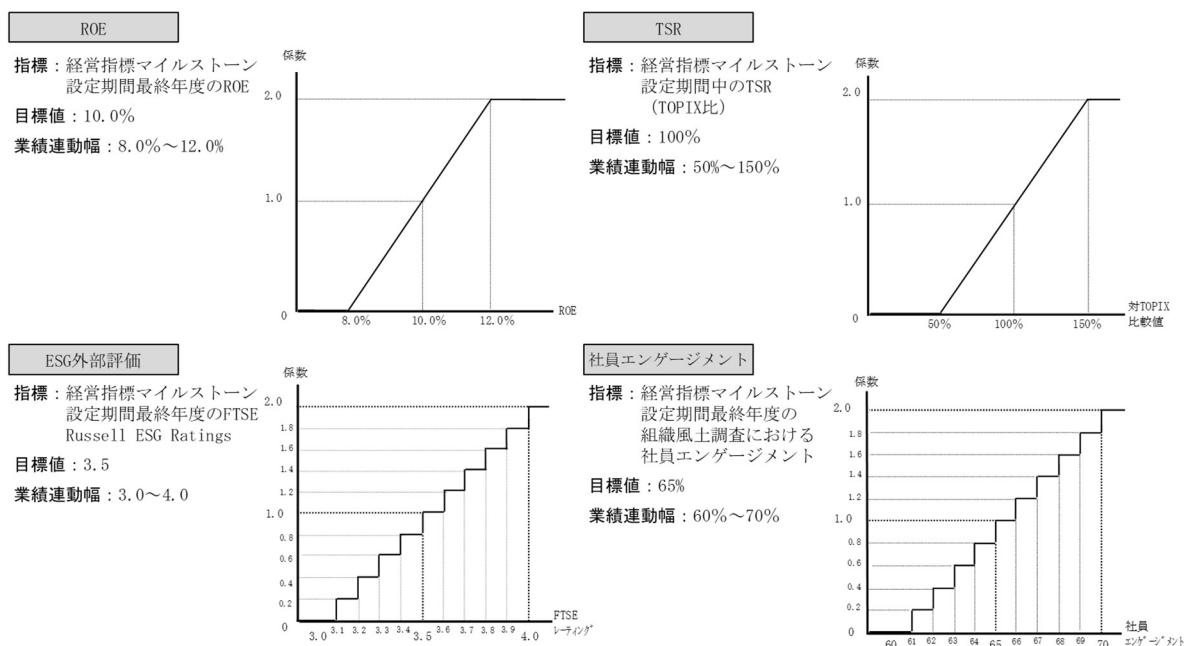
毎年一定時期に、職位別の基準額に応じたポイントを付与し、当社の経営指標マイルストーン設定期間終了後に業績に連動したポイント相当分の株式を支給いたします。また、交付する株式の50%は、納税資金充当のため換価処分の上金銭にて支給いたします。

財務指標及び非財務指標は、当社の中長期的なビジョン達成に向けた重要指標より採用して、ROE、TSR、ESG外部評価及び社員エンゲージメントとしております。

株式報酬指標		ウェイト	変動幅	評価方法
財務指標	ROE	40%	0~200%	目標値の達成度により評価
株価指標	TSR	40%	0~200%	TOPIX 相対比較により評価
非財務指標	ESG 外部評価	10%	0~200%	目標値の達成度により評価
	社員エンゲージメント	10%	0~200%	目標値の達成度により評価

(注) TOPIX (東証株価指数) とは、Tokyo Stock Price Index の略称であります。

【株式報酬指標の目標値及び変動幅 (グラフ)】



4. 報酬決定プロセス

当社は、役員報酬決定手続きの公正性・透明性・客観性の強化を目的とし、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立役員とする指名・報酬・ガバナンス委員会を設置しております。なお、同委員会には常勤監査役及び必要に応じて外部専門家がオブザーバー参加することで適宜助言を得ております。取締役会は、同委員会の答申を受け、取締役の報酬の額又はその算定方法に係る決定方針を定めております。

以 上